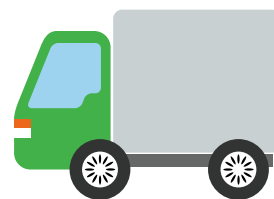


# 軽油引取税



## 軽油引取税

### 納める人

特約業者や元売業者から軽油の引取りを行った（購入した）人です。  
特約業者又は元売業者が軽油の引取りを行った（購入した）人から代金と一緒に税金を預かり納めます。

- 元売業者  
軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したもの。
- 特約業者  
元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売する業者で知事の指定を受けたもの。

### 納める額

1リットルにつき32.1円

### 申告と納税

特約業者と元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

#### 軽油は県内で 購入しましょう

軽油引取税は、軽油を購入した販売所等の所在する県の収入となります。

#### 軽油の製造等は 承認が必要です

知事の承認を受けず、軽油に灯油等を混ぜて販売したり、車の燃料として使用すると、処罰されます。さらに、製造した軽油には税がかかります。軽油に灯油や重油を混ぜることはやめましょう。

#### 免税となる 場合もあります

法令に定めのある業種、用途に使用する軽油は、知事の承認があった場合に限り税が免除されます。ただし、国、県、市町村税において滞納処分を受けていない等、一定の要件があります。

※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けているもの（いわゆるナンバープレートをつけているもの）は免除されません。

軽油の引取りに対して課税されます。